

学校いじめ防止基本方針

大分市立野津原小学校

1. はじめに

本校では全ての教職員が「いじめとは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「学校いじめ防止基本方針」を策定した。この基本方針を全職員で共通理解し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組んでいく。

いじめをうまない学級・学校づくりを基本とし、事案が発生した場合には、児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校全体で、保護者や地域、関係機関と連携していじめ問題へ取り組んでいく。

2. いじめとは

(1) いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童と同じ学級に在籍しているなど、当該児童と一定の人間関係にある他の児童(人数に関係なく)が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じていることを言う。いじめは人権侵害である。

いじめの判断は、表面的・形式的に判断できるもの・するものではなく、いじめられた側の心の痛み等にたって考えることが大切である。

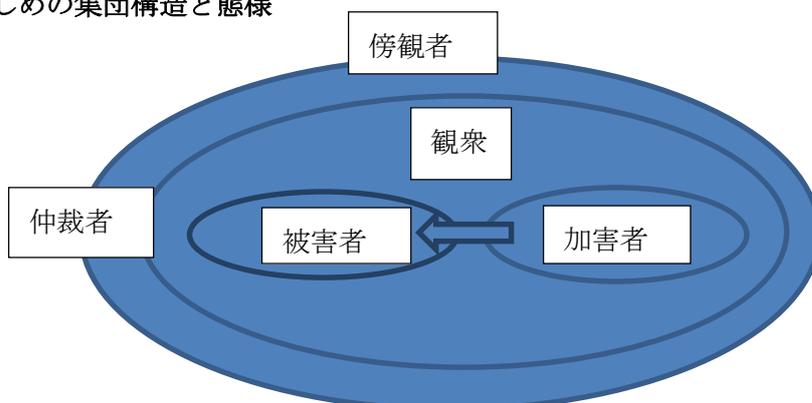
(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子にも起こりうる、どの子も被害者にも加害者にもなり得るという認識のもと、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないために全職員が取り組むことから始める必要がある。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
- ②児童一人ひとりの自尊感情を高める教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講じる。
- ④けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめの被害が発生していないかを確認する。
- ⑤いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく学校外の団体や専門家と協力・連携して解決に当たる。
- ⑥学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

(3) いじめの集団構造と態様



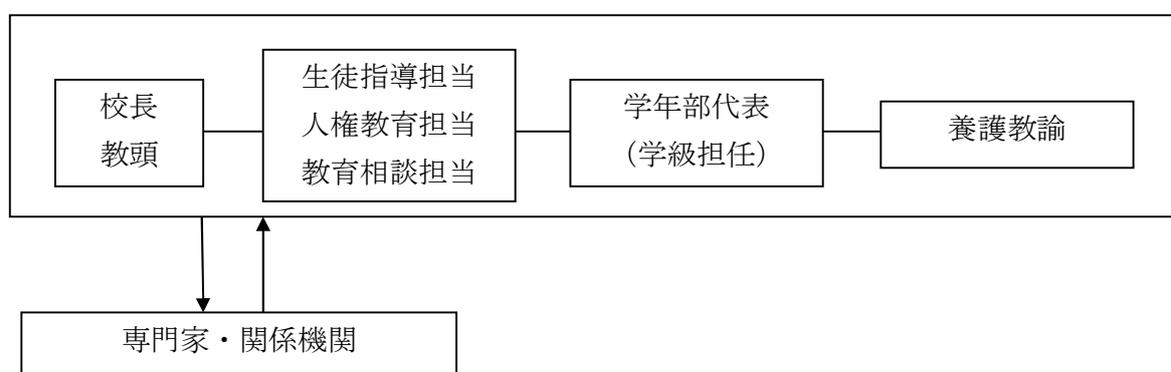
「傍観者」は、いじめを支持する存在
「観衆」は、いじめを強化する存在
「仲裁者」の存在が、いじめを抑止する効果がある

県内で起きたいじめの特徴として、小学校中学校とも「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」というものが全体の約半数を占めていることがあげられる。これは「冷やかしやからかい」などは加害者がいじめと捉えていない場合が多く、被害者と認識のずれが生じていることによる。「ちょっとした軽い気持ち」「冗談のつもり」が受ける側に立てば深刻なものになることを理解させる必要がある。また、パソコンや携帯電話等の「ネットいじめ」の増加及び低年齢化していくことが懸念される。

3. いじめ防止の基本的な方向と取り組み

(1) 指導体制及び組織体制

いじめ防止対策委員会



※いじめの重大性を全教職員が常に認識し、いじめに係る情報を特定の教職員が抱え込むことのないよう、校長を中心に全教職員で一致協力した指導体制で臨む。

※必要に応じて【専門家・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育心理士等】を要請する

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直しとホームページや学校通信等での周知
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画
- ・調査等情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断(結果を教委へ報告)
- ・配慮を必要とする児童への支援

(2) 年間指導計画

	学級指導・学校行事	教職員研修
4月	学級開き 仲間づくり	引き継ぎ事項確認
5月	いじめアンケート 人権・平和集会(仲間づくり)	生活研
6月	学校評価アンケート	生活研
7月	いじめアンケート	生活研

8月	平和学習	生活指導研修
9月	運動会	生活研
10月	中学校体験入学 いじめアンケート	生活研
11月	東部っ子ふれあいの会 学校評価アンケート	生活研
12月	人権集会(いじめ追放宣言) いじめアンケート	生活研 生活指導研修
1月	情報モラル学習	生活研
2月	いじめアンケート	生活研
3月	卒業式、修了式	次年度への引き継ぎ

4. いじめ防止の措置

(1) いじめの予防

- 学習指導の充実
 - ・学びに向かう集団作り
 - ・児童が意欲的に取り組む授業作り
 - ・分かる授業作り
 - ・特別支援教育の視点やユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導方法の工夫
- 特別活動・道徳教育の充実
 - ・自治意識を育てる学級活動の充実
 - ・学級参画意識の高揚
 - ・ボランティア活動の推進
- 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会や参加型授業の開催
- 情報モラル教育の充実
 - ・ネットいじめ・ネットトラブルの現状についての学習
 - ・外部講師を招いての講演会や授業
- 教育相談の充実
 - ・年度の初めに担任との面談
 - ・2回目以降は必要に応じて、内容に応じた教職員が面談する。
 - ・必要に応じてスクールカウンセラー等にも相談を依頼する。
- 保護者・地域との連携
 - ・情報の相互提供
 - ・学校いじめ防止基本方針の周知（学級懇談会、ホームページや学校通信等）
 - ・学校公開
 - ・今日的ないじめの問題・調査統計などの情報提供や啓発活動・研修会の実施

(2) 早期発見(手立て)

- ①観察：授業だけでなく、休み時間等にも声をかけて、子どもの様子に注意を払う。日常の日記や日誌等を通して子どもの理解に努める。
- ②情報収集：定期的な教育相談や連絡帳等を通して、子どもや保護者からの情報を積極的に収集する。教育相談担当が窓口にもなることを保護者に周知する。
- ③アンケート調査：学期ごとに「いじめに関するアンケート調査」を実施し、結果をいじめ予防のために活用する。結果の分析は複数の教職員で客観的に行う。
- ④教育相談の実施：校内だけでなく、SC・SSWの活用、各種相談機関の周知をするなど、外部の相談機関と連携する
いじめのサインはいじめを受けている子どもからもいじめている子どもからも出ているので、小さな変化を見逃さず、いじめの把握に努める。

(3) いじめの対応

- ①いじめられている児童への対応・支援
- ②いじめている児童への対応・支援
- ③周りの児童への対応・指導

	①いじめられている児童への対応、支援	②いじめている児童への対応、支援	③周りの児童(観衆・傍観者)への対応・指導
教師の対応	・その子の苦しみに寄り添い、共感的に受けとめる姿勢で対応する	・正確な毅然とした態度で対応する	・いじめられている子のことだけでなく、みんなを守るという姿勢で対応していく事を伝える。
伝えること	・学校として「なんとしてもあなたを守る」という姿勢であることを伝える。 ・プライバシーの保護に十分注意する。	・いじめはいかなる理由があっても許されない行為であることを伝える。 ・いじめられた側の心の痛みを配慮して指導する。 ・自分の言動が重大な結果(相手の人格を傷つけ、生命や身体、財産を脅かすこと)につながったことを自覚させる。	・いじめられた側の心の痛みを配慮しなければいけない ・いじめを見聞きした時に教師や保護者に知らせる勇気を持つことが大切である。 ・プライバシーの保護に注意する。
確認すること	・身体の被害状況の把握(外傷がある場合は病院での診療状況) ・金品の被害状況 ・警察に被害届を出す意思があるかどうか ・カウンセリングの必要性の有無	・本人へのカウンセリングや臨床心理士の派遣の必要性(行為の背景をつかみ、解決につなげる)	・カウンセリングの必要性(被害者の状況を見ての心理、傍観者であった事に対する罪悪感)

	・適応指導教室など特別な教育的な措置の必要性の有無		
留意すること	・再発の可能性 ・問題の潜在化はないか。 ・PTSD、自殺の危険度のアセスメント	・心理的背景 ・加害者が次に被害者になることが多いこと	・観衆や傍観者も被害者になること。みんなを守るために問題を解決するという事の理解

④保護者及び関係機関との連携

	保護者・家庭	PTA・学校評議員・地域	医療機関・児童相談所・弁護士等	※警察
	担任	管理職	管理職・生徒指導担当	管理職・生徒指導担当
学校から伝えること	・被害者優先の姿勢で対応する方針 ・加害者へ毅然と対応する方針	・被害関係者の意向を確認した上で校長が必要と判断した事象内容 ・見守り等の依頼	・被害関係者の意向を確認した上で校長が必要と判断した事象内容 ・学校への協力依頼	・いじめ事象についての情報共有と対応の協議 ・犯罪行為となる(今後発展する恐れのある)いじめ事象内容、関係児童生徒、被害申告の意思、 ・学校の指導方針
学校が確認すること	・保護者が知り得た情報 ・警察への被害申告の意思 ・学校に対する要望 ・学校に対する具体的支援の要望内容	・PTA、学校評議員、地域の方が知り得た情報 ・学校への具体的支援の内容	・関係機関が知り得た情報 ・専門的立場からの助言 ・学校への具体的支援の内容	

※把握したいじめに係る情報を速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告するとともに市教委「児童生徒支援室」へ「いじめ第一報」を提出する。また、対応を継続し「いじめ続報」を提出する。

※いじめがあった場合は、解決したとみられても被害児童及び加害児童について、日常的に観察を続け変化を見逃さないようにする。

5. ネットいじめへの対応

- ①情報モラル向上授業の実施・・・ハイパー研等専門家による授業、教職員・保護者も一緒に
- ②ネット上の情報収集(ブログ、プロフ、LINE等SNSチェック)

6. 重大事態への対応

重大事態とは

ア) 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

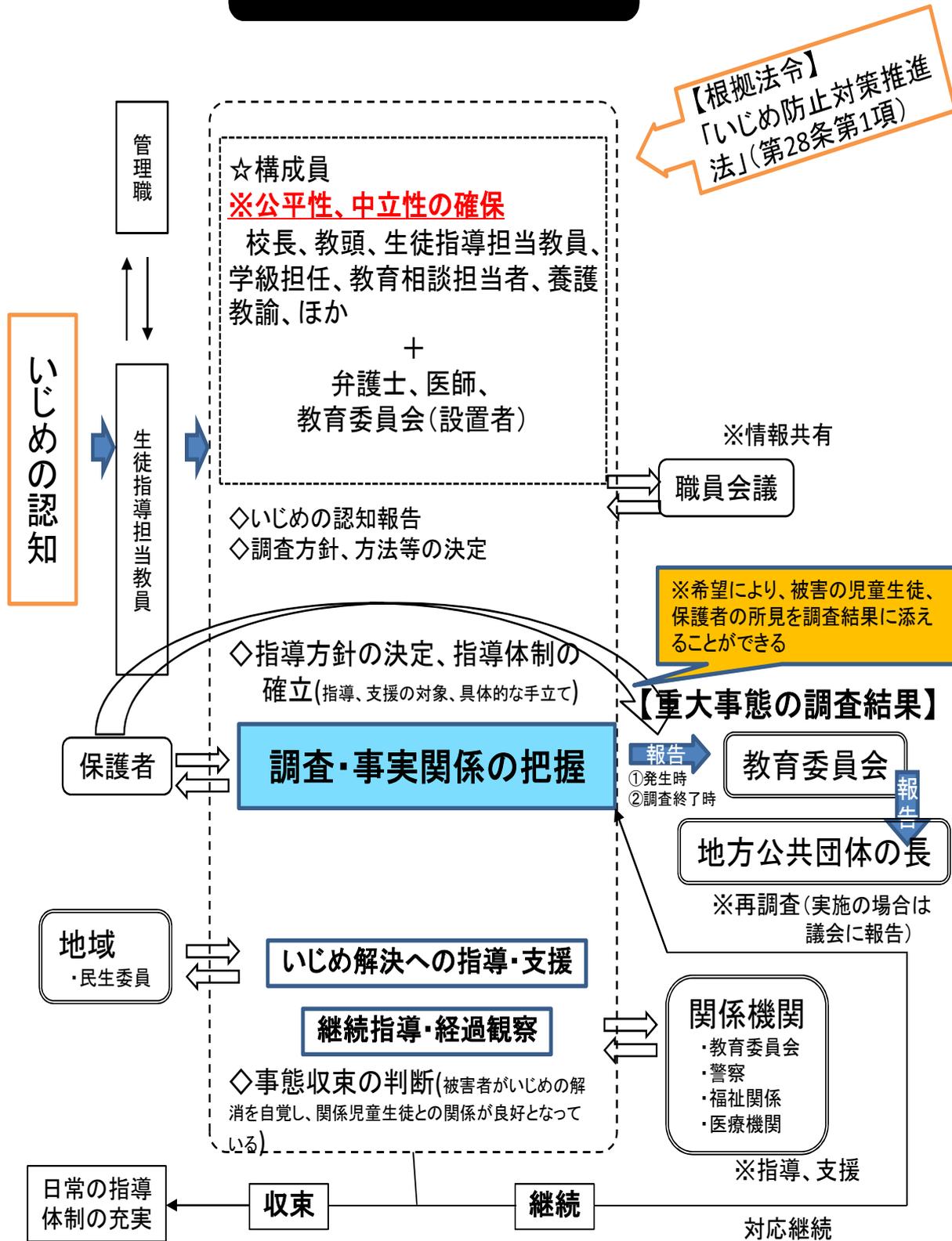
イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・年間30日が目安だが、一定期間連続して欠席している場合などは迅速に調査に着手する

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

重大事態対応フロー図（野津原小学校）

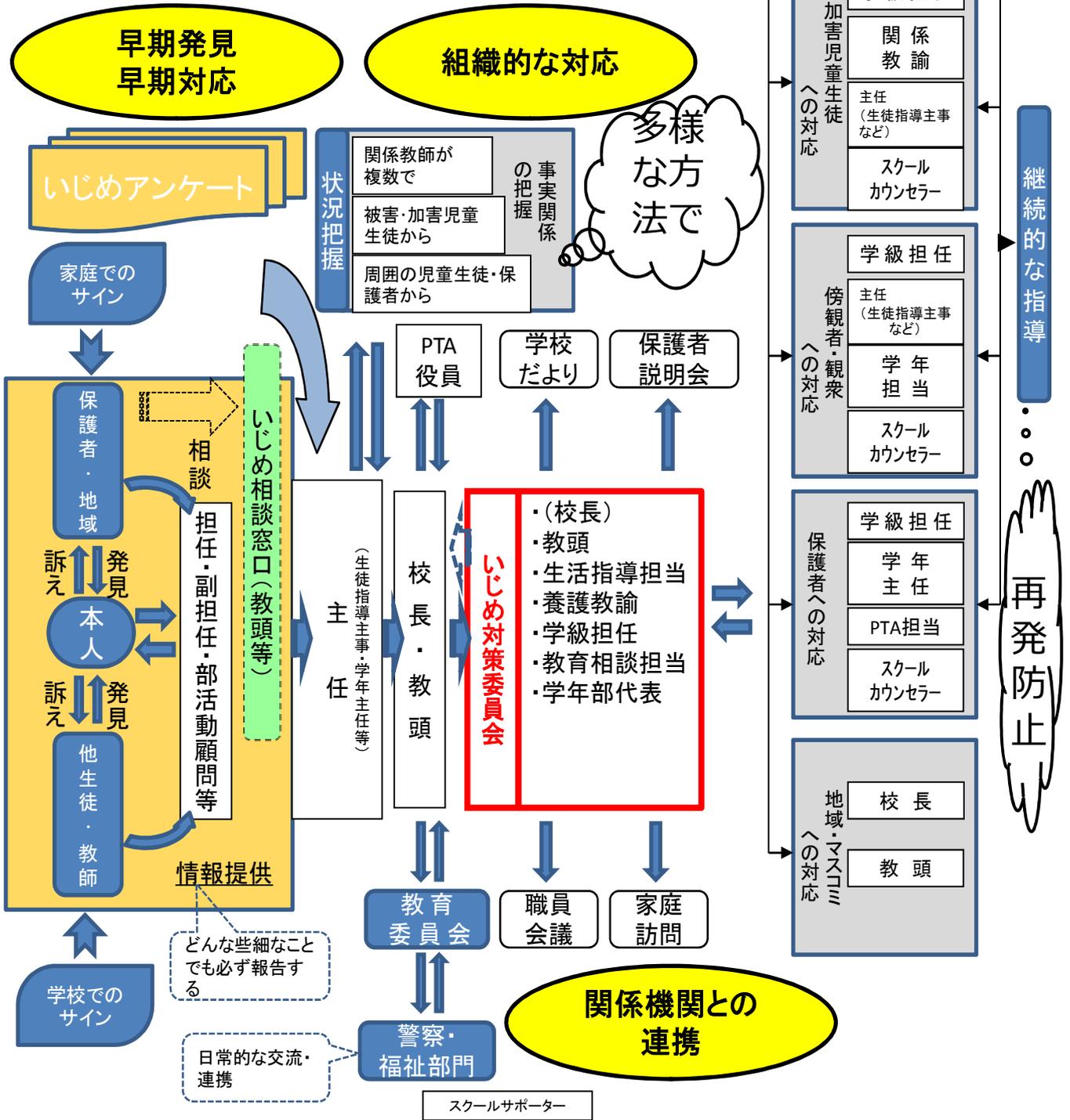
いじめ対策委員会



いじめ防止対応組織 (野津原小学校)

いじめ対策の基本

- 1 早期発見・早期対応
 - いじめの小さなサインを見逃さず、しっかりと捉え、察知した問題をケースに応じ迅速かつ適切に指導すること。
- 2 組織的な対応
 - いじめ対策委員会を機能させ、組織的な取組を徹底して進めること。
- 3 関係機関との連携
 - ケースによって、学校だけの指導に固執せず、保護者、教育委員会、警察、児童相談所など関係機関との連携体制のもとで指導・対応にあたること。



資料「いじめ対策推進法」

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(校長及び教員による懲戒)

第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。